

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一自動車税事務所の項の次に次のように加える。

なら歴史芸術文化村			
課長	主幹	副村長	村長
七種	六種	四種	二種

附則

この規則は、令和四年三月二十一日から施行する。